平成２４年度 第１回 千葉市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門分科会

日 時：平成２４年７月１８日（水） １９：００ ～
場 所：千葉市総合保健医療センター　５階大会議室

次　　第

１　開　　会

２　高齢障害部長挨拶

３　委員紹介

４　職員紹介

５　議　　題
（１）第４期介護保険事業の実施状況について
（２）介護人材の確保・定着対策について
（３）介護支援ボランティア制度の構築について（案）
（４）地方分権一括法等に伴う高齢・介護サービス事業所等の人員、設備及び運営基準条例の制定について
（５）あんしんケアセンターの選定結果について（報告）
（６）（仮称）千葉市高齢者居住安定確保計画の策定について（報告）
（７）その他

６　閉　　会

※ 配付書類
資 料 １　第４期介護保険事業の実施状況について
資 料 ２　介護人材の確保・定着対策について
資 料 ３　介護支援ボランティア制度の構築について（案）
資 料 ４　地方分権一括法等に伴う高齢・介護サービス事業所等の人員、設備及び運営基準条例の制定について
資 料 ５　あんしんケアセンターの選定結果について（報告）
資 料 ６　（仮称）千葉市高齢者居住安定確保計画の策定について（報告）

平成24年度 第1回
千葉市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門分科会 席次表

司会

武村 職務代理　○

松崎 会長　○

平山委員	○	○	畔上委員
広岡委員	○	○	尾崎委員
藤本委員	○	○	岸岡委員
古山委員	○	○	武岡委員
星野委員	○	○	中田委員
三宅委員	○	○	中溝委員
山浦委員	○	○	西尾委員

○ 島津 住宅政策課長

○ 鳩川 高齢施設課長

○ 原澤 介護保険課長

○ 白井 高齢障害部長

○ 柴田 高齢福祉課長

○ 小早川 保健福祉総務課長

○ 君塚 生涯学習振興課長補佐

○ 増田 健康支援課長補佐

○ 豊田 健康企画課長

○ 山中 健康保険課長

○ 大塚 地域福祉課長

事務局

事務局

報道関係・傍聴人席

出入口

千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会委員名簿

番号	区分	氏名（敬称略）	ふりがな	職名等
1	市議	山浦　衛	やまうら　まもる	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
2	社会福祉事業従事者	畔上　加代子	あぜがみ　かよこ	千葉県在宅サービス事業者協議会会長
3		瓜生　澄江	うりゅう　すみえ	千葉市民生委員児童委員協議会副会長
4		岸岡　泰則	きしおか　やすのり	千葉市老人クラブ連合会会長
5		高梨　茂樹	たかなし　しげき	千葉市社会福祉協議会会長
6		高野　喜久雄	たかの　きくお	千葉市介護支援専門員協議会会長
7		○ 武村　和夫	たけむら　かずお	千葉市老人福祉施設協議会顧問
8		平山　登志夫	ひらやま　としお	千葉市老人保健施設連絡協議会会長
9		広岡　成子	ひろおか　しげこ	認知症の人と家族の会千葉県支部代表
10		斎藤　博明	さいとう　ひろあき	千葉市医師会副会長
11		中溝　明子	なかみぞ　あきこ	弁護士
12		西尾　孝司	にしお　たかし	淑徳大学総合福祉学部准教授
13		星野　惠美子	ほしの　えみこ	千葉県看護協会常任理事
14		藤本　俊男	ふじもと　としお	千葉市歯科医師会会長
15		古山　陽一	ふるやま　よういち	千葉市薬剤師会会長
16		◎ 松崎　泰子	まつざき　やすこ	日本社会事業大学常務理事
17	公募委員	尾崎　誠明	おざき　ともあき	公募被保険者
18		武岡　和枝	たけおか　かずえ	公募被保険者
19		中田　緑	なかた　みどり	公募被保険者
20		三宅　康彦	みやけ　やすひこ	公募被保険者
計		20名		

◎：分科会会長　○：分科会会長職務代理

資料 1

第４期介護保険事業の実施状況について

表１　介護保険事業（人口・要介護認定者数等）

計画項目		時点	単位	平成２１年度 計画 A	平成２１年度 実績 B	平成２１年度 B／A	平成２２年度 計画 A	平成２２年度 実績 B	平成２２年度 B／A	平成２３年度 計画 A	平成２３年度 実績 B	平成２３年度 B／A
人口		１０月１日	人	946,529	955,279	100.9	952,291	961,749	101.0	956,233	963,120	100.7
高齢者人口（第１号被保険者数）		９月末	人	185,143	184,898	99.9	191,528	190,572	99.5	196,023	195,426	99.7
高齢化率		１０月１日	%	19.56	19.36	(−0.2)	20.11	19.81	(−0.3)	20.50	20.29	(−0.2)
要介護認定者数	要支援１	９月末	人	3,826	3,821	99.9	4,062	4,369	107.6	4,298	4,277	99.5
	要支援２			4,370	4,013	91.8	4,631	3,971	85.7	4,894	3,789	77.4
	要介護１			4,653	4,555	97.9	4,941	4,876	98.7	5,234	5,224	99.8
	要介護２			4,489	4,359	97.1	4,757	4,598	96.7	5,027	4,923	97.9
	要介護３			3,948	3,711	94.0	4,186	3,534	84.4	4,425	3,685	83.3
	要介護４			3,389	3,374	99.6	3,596	3,513	97.7	3,806	3,646	95.8
	要介護５			2,667	2,775	104.0	2,824	3,047	107.9	2,979	3,335	112.0
	合計			27,342	26,608	97.3	28,997	27,908	96.2	30,663	28,879	94.2
	うち、第１号被保険者認定者数			26,265	25,570	97.4	27,902	26,868	96.3	29,547	27,843	94.2
認定率		９月末	%	14.19%	13.83%	(−0.36)	14.57%	14.10%	(−0.47)	15.07%	14.25%	(−0.82)
サービス利用者数	居宅	１０月利用	人	16,855	17,665	104.8	18,069	18,800	104.0	19,263	20,035	104.0
	施設 特養			2,123	2,082	98.1	2,196	2,097	95.5	2,268	2,181	96.2
	施設 老健			1,584	1,534	96.8	1,612	1,543	95.7	1,743	1,588	91.1
	施設 療養			223	171	76.7	158	178	112.7	61	182	298.4
	施設 地域密着			0	0	−	26	0	0.0	26	0	0.0
	施設 小計			3,930	3,787	96.4	3,992	3,818	95.6	4,098	3,951	96.4
	合計			20,785	21,452	103.2	22,061	22,618	102.5	23,361	23,986	102.7
給付費	居宅	年度計	百万	23,597	23,337	98.9	25,575	25,340	99.1	27,412	27,702	101.1
	施設			12,071	11,716	97.1	12,146	11,884	97.8	12,451	12,301	98.8
	その他			1,720	1,735	100.9	1,840	1,995	108.4	1,972	2,066	104.8
	小計			37,388	36,788	98.4	39,561	39,219	99.1	41,835	42,069	100.6
地域支援事業費				847	776	91.6	908	834	91.9	960	895	93.2
合計				38,235	37,564	98.2	40,469	40,053	99.0	42,795	42,964	100.4

（注）１　認定率は、「第１号被保険者の要介護（要支援）認定者数÷第１号被保険者数」で算出。
２　サービス利用者数の「居宅」には地域密着型サービス利用者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）を含む。
３　サービス利用者数の「施設」の「地域密着」とは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
４　給付費の「その他」は、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等及び審査支払手数料の合計額をいう。

表２－１　介護保険事業（サービス種類別利用量）

１　介護給付サービス

サービス種類	単位	平成２１年度 計画 A	平成２１年度 実績 B	平成２１年度 B/A	平成２２年度 計画 A	平成２２年度 実績 B	平成２２年度 B/A	平成２３年度 計画 A	平成２３年度 実績 B	平成２３年度 B/A
（１）居宅サービス	(単位)									
①訪問介護	人	5,196	4,624	89.0%	5,474	4,833	88.3%	5,728	5,190	90.6%
	回	1,548,580	1,230,144	79.4%	1,627,621	1,169,712	71.9%	1,695,053	1,320,063	77.9%
②訪問入浴介護	人	687	655	95.3%	714	698	97.8%	727	710	97.7%
	回	39,626	37,965	95.8%	41,120	41,748	101.5%	41,794	44,542	106.6%
③訪問看護	人	1,293	1,296	100.2%	1,356	1,403	103.5%	1,406	1,554	110.5%
	回	75,210	81,317	108.1%	78,699	89,339	113.5%	81,170	101,337	124.8%
④訪問リハビリテーション	人	134	156	116.4%	141	186	131.9%	147	212	144.2%
	回	6,840	16,871	246.7%	7,202	21,275	295.4%	7,513	26,277	349.8%
⑤居宅療養管理指導	人	2,465	2,704	109.7%	2,758	3,061	111.0%	3,085	3,597	116.6%
⑥通所介護	人	4,112	4,307	104.7%	4,357	4,787	109.9%	4,595	5,450	118.6%
	回	423,603	466,129	110.0%	448,777	524,151	116.8%	473,100	612,248	129.4%
⑦通所リハビリテーション	人	1,913	1,913	100.0%	2,028	2,026	99.9%	2,139	2,080	97.2%
	回	172,185	178,072	103.4%	182,542	193,794	106.2%	192,577	201,113	104.4%
⑧短期入所生活介護	人	1,460	1,488	101.9%	1,539	1,547	100.5%	1,609	1,611	100.1%
	回	211,211	215,311	101.9%	222,228	228,140	102.7%	231,683	244,102	105.4%
⑨短期入所療養介護	人	305	234	76.7%	320	267	83.4%	328	277	84.5%
	回	29,692	20,845	70.2%	31,120	26,074	83.8%	31,986	20,980	65.6%
⑩特定施設入居者生活介護	人	970	884	91.1%	1,207	988	81.9%	1,415	1,139	80.5%
⑪福祉用具貸与	人	5,209	5,517	105.9%	5,498	6,075	110.5%	5,752	6,716	116.8%
⑫特定福祉用具販売	人	140	154	110.0%	140	175	125.0%	140	166	118.6%
（２）地域密着型サービス										
①夜間対応型訪問介護	人	−	−	−	0	0	0.0%	25	0	0.0%
②認知症対応型通所介護	人	143	138	96.5%	151	126	83.4%	158	130	82.3%
	回	12,910	13,113	101.6%	13,619	13,011	95.5%	14,243	13,585	95.2%
③小規模多機能型居宅介護	人	57	54	94.7%	103	69	67.0%	152	91	59.9%
④認知症対応型共同生活介護	人	1,179	1,228	104.2%	1,239	1,281	103.4%	1,330	1,317	99.0%
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	人	−	−	−	52	0	0.0%	104	0	0.0%
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	−	−	−	26	0	0.0%	26	0	0.0%
（３）住宅改修	人	83	96	115.7%	83	113	136.1%	83	113	136.1%
（４）居宅介護支援	人	10,355	10,219	98.7%	10,954	10,833	98.9%	11,519	11,715	101.7%
（５）介護保険施設サービス	人	3,930	3,787	96.4%	3,966	3,818	96.3%	4,072	3,951	97.0%
①介護老人福祉施設	人	2,123	2,082	98.1%	2,196	2,097	95.5%	2,268	2,181	96.2%
②介護老人保健施設	人	1,584	1,534	96.8%	1,612	1,543	95.7%	1,743	1,588	91.1%
③介護療養型医療施設	人	223	171	76.7%	158	178	112.7%	61	182	298.4%

※人数は各年度の１０月利用者数

※回数及び日数は各年度の合計数

表２－２　介護保険事業（サービス種類別利用量）

２　予防給付サービス

年度 ＼ サービス種類		平成２１年度			平成２２年度			平成２３年度		
		計画　A	実績　B	B/A	計画　A	実績　B	B/A	計画　A	実績　B	B/A
（1）介護予防サービス	（単位）									
①介護予防訪問介護	人	2,721	2,417	88.8%	2,886	2,617	90.7%	3,052	2,697	88.4%
②介護予防訪問入浴	人	45	3	6.7%	48	1	2.1%	51	4	7.8%
	回	93	142	152.7%	99	83	83.8%	105	125	119.0%
③介護予防訪問看護	人	96	78	81.3%	102	100	98.0%	108	118	109.3%
	回	3,202	1,701	53.1%	3,395	3,074	90.5%	3,589	4,491	125.1%
④介護予防訪問リハビリテーション	人	14	16	114.3%	15	23	153.3%	15	25	166.7%
	回	689	1,688	245.0%	731	2,562	350.5%	772	2,583	334.6%
⑤介護予防居宅療養管理指導	人	182	191	104.9%	198	207	104.5%	215	209	97.2%
⑥介護予防通所介護	人	1,274	1,329	104.3%	1,351	1,538	113.8%	1,429	1,778	124.4%
⑦介護予防通所リハビリテーション	人	463	379	81.9%	491	447	91.0%	519	451	86.9%
⑧介護予防短期入所生活介護	人	47	30	63.8%	49	24	49.0%	52	40	76.9%
	回	2,984	1,828	61.3%	3,165	1,609	50.8%	3,346	1,889	56.5%
⑨介護予防短期入所療養介護	人	8	2	25.0%	8	3	37.5%	8	4	50.0%
	回	424	106	25.0%	449	121	26.9%	463	91	19.7%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	222	214	96.4%	234	207	88.5%	247	189	76.5%
⑪介護予防福祉用具貸与	人	450	672	149.3%	477	917	192.2%	504	1,048	207.9%
⑫介護予防特定福祉用具販売	人	32	44	137.5%	32	44	137.5%	32	48	150.0%
（2）地域密着型サービス										
①介護予防認知症対応型通所介護	人	2	0	0.0%	3	2	66.7%	3	0	0.0%
	回	181	1	0.6%	192	40	20.8%	202	0	0.0%
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	12	10	83.3%	23	13	56.5%	32	8	25.0%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	4	6	150.0%	4	5	125.0%	5	3	60.0%
（3）介護予防住宅改修	人	36	52	144.4%	36	57	158.3%	36	59	163.9%
（4）介護予防支援	人	4,125	3,903	94.6%	4,376	4,359	99.6%	4,627	4,611	99.7%

※人数は各年度の１０月利用者数

※回数及び日数は各年度の合計数

表３　高齢者施設整備

（年度末竣工ベース）

類型	サービス種別	単位	平成20年度末登録量	第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度） 区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計	平成23年度末整備量
施設系	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人	2,302	計画	50	80	160	290	2,592
				実績	50	80	160	290	[+290]
	介護老人保健施設	人	1,952	計画	100	0	100	200	1,952
				実績	0	0	0	0	[0]
	介護療養病床（介護老人保健施設等への転換）	人	262	計画	−262			−262	208
				実績	−54	0	0	−54	[−54]
居宅系	特定施設入居者生活介護（介護専用型有料老人ホーム等）	人	0	計画	160	240	250	650	61
				実績	0	0	61	61	[+61]
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	事業所	0	計画	0	0	1	1	1
				実績	0	0	1	1	[+1]
	認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）	事業所	9	計画	0	0	0	0	9
				実績	0	−1	1	0	[0]
	小規模多機能型居宅介護	事業所	4	計画	1	4	4	9	8
				実績	3	0	1	4	[+4]
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人	1,376	計画	36	54	180	270	1,592
				実績	36	18	162	216	[+216]
	地域密着型特定施設入居者生活介護（介護専用型有料老人ホーム等）	人	0	計画	0	58	58	116	0
				実績	0	0	0	0	[0]
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	人	0	計画	0	29	29	58	29
				実績	0	0	29	29	[+29]

＊認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）のうち1事業所が廃止（平成22年9月30日）

表４　介護予防事業

			平成２１年度			平成２２年度			平成２３年度		
			計画　A	実績　B	B/A (%)	計画　A	実績　B	B/A (%)	計画　A	実績　B	B/A (%)
1　二次予防事業対象者数（旧 特定高齢者数）			2,373人	689人	29.0%	2,873人	431人	15.0%	11,819人	10,556人	89.3%
2　二次予防事業参加者数			—	198人	—	—	155人	—	—	497人	—
3　基本チェックリスト実施者数			—	2,700人	—	—	1,607人	—	—	41,948人	—
4　運動器関連プログラム参加判定受診者数（旧生活機能評価実施者数）			—	2,468人	—	—	1,456人	—	—	24人	—
二次予防事業実績	①元気アップ教室（旧　総合介護予防教室）	回	—	307	—	—	285	—	—	376	—
		延人	—	1,282	—	—	1,105	—	—	3,545	—
	②口腔ケア	延人	—	106	—	—	91	—	—	416	—
	③転倒骨折予防教室	回	—	32	—	—	35	—	—	45	—
		延人	—	134	—	—	130	—	—	176	—
	④高齢者運動機能向上教室	回	—	109	—	—	70	—	—	68	—
		延人	—	203	—	—	217	—	—	162	—
	⑤元気アップ相談（旧　介護予防相談）	回	—	109	—	—	42	—	—	68	—
		延人	—	433	—	—	199	—	—	163	—
	⑥脳の健康教室（二次予防のみ）	回	—	48	—	—	86	—	—	99	—
		二次（延人）	—	142	—	—	202	—	—	299	—
	⑦訪問指導	延人	—	24	—	—	13	—	—	2	—
	⑧配食サービス（食の自立支援）（二次予防のみ）	延人	—	269	—	—	160	—	—	0	—

※ 平成23年度から国要綱の改正により基本チェックリストの結果から二次予防事業対象者の選出が可能となり、本市では３年間に分け全高齢者（65歳以上の要介護認定を受けていない方）へ基本チェックリストの個別送付を開始するとともに、平成22年度まで行われていた生活機能評価を廃止し、運動器の機能向上プログラムの事業参加にあたり医師の判断が必要な場合は、運動器関連プログラム参加判定受診を導入した。

表５　生活習慣病・疾病予防対策

事業名	対象年齢	単位	平成21年度 対象者数	実績	受診率(%)	平成22年度 対象者数	実績	受診率(%)	平成23年度 対象者数	実績	受診率(%)
特定健康診査	40歳以上74歳以下	人	165,090	54,170	32.8%	166,494	54,815	32.9%	168,831	54,750	32.4%
特定保健指導	40歳以上74歳以下	人	6,737	1,194	17.7%	6,466	1,220	18.9%	6,393	737	11.5%

事業名	対象年齢	単位	平成21年度 対象者数	実績	受診率(%)	平成22年度 対象者数	実績	受診率(%)	平成23年度 対象者数	実績	受診率(%)
健康診査（後期高齢者）	75歳以上	人	72,956	25,115	34.4%	77,738	24,835	31.9%	82,328	22,373	27.2%

事業名		対象年齢	単位	平成21年度 対象者数	実績	受診率(%)	平成22年度 対象者数	実績	受診率(%)	平成23年度 対象者数	実績	受診率(%)
検診	がん検診（胃・肺・子宮・乳・大腸）		延人	993,712	228,018	22.9%	1,011,167	277,177	27.4%	1,045,718	272,654	26.1%
	歯周疾患検診	40・50・60・70歳	人	54,131	4,395	8.1%	54,766	2,899	5.3%	55,044	3,585	6.5%
	骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	人	45,041	10,769	23.9%	44,480	9,747	21.9%	45,400	11,043	24.3%
健康教育	個別健康教育（喫煙者・糖尿病）	40～64歳	実人	—	156	—	—	189	—	—	130	—
			延人	—	498	—	—	730	—	—	512	—
	集団健康教育	40～64歳	回	—	170	—	—	234	—	—	312	—
			人	—	3,252	—	—	6,168	—	—	10,234	—
健康相談	重点健康相談	40～64歳	人	—	4,537	—	—	7,956	—	—	6,063	—
	総合健康相談		人	—	14,270	—	—	12,472	—	—	7,648	—
訪問指導		40～64歳	実人	—	180	—	—	176	—	—	191	—
			延人	—	547	—	—	513	—	—	659	—
機能訓練		40～64歳	実人	—	115	—	—	134	—	—	121	—
			延人	—	353	—	—	507	—	—	389	—

※ 平成23年度は暫定値

資料 2

介護人材の確保・定着対策について

1　本市における取組み

(1)平成22･23年度は、介護事業所における人材の確保(失業者に対する雇用機会の創出)を図るため、国の緊急雇用創出事業(補助率10/10)を活用した「介護施設介護スタッフ確保事業」を市内の介護事業所に委託して実施した。

(2)平成24年度からは、質の高い介護人材の確保と介護施設等への定着の促進を図るため、ホームヘルパー2級資格取得支援事業を開始したところである。

		平成２２年度				平成２３年度			
事業種別	事業内容	雇用期間	雇用者数(事業所数)	資格取得者数	事業終了後の雇用継続人数	雇用期間	雇用者数(事業所数)	資格取得者数	事業終了後の雇用継続者数
介護福祉士養成コース	失業者を雇用し、介護福祉士養成講座を受講させ、資格の取得を支援する	２年間(１年次目)	９人(９事業所)		２年継続事業	１年間(２年次目)	２年継続事業	９人	４人
ホームヘルパー２級養成コース	失業者を雇用し、ホームヘルパー２級養成講座を受講させ、資格の取得を支援する	５か月間	８０人(５５事業所)	８０人	４９人	５か月間	５０人(４４事業所)	４６人	３７人
介護業務限定コース	失業者を雇用し、介護業務に従事する	５か月間(更新可能であり、最長１０か月間)	７人(７事業所)		７人				

平成２４年度				
事業名	事業内容	助成額	募集者数	助成対象者数
ホームヘルパー２級資格取得支援事業	ホームヘルパー２級資格の取得後、３カ月以上市内の介護施設等で就労することを条件に、資格の取得に要した費用の一部を助成する	ホームヘルパー２級資格の取得に要した受講料等の費用の半額と５万円のいずれか低い方の額	５０人	※　６１人

※　助成対象者数が募集者数を超えているが、助成額が5万円に満たない応募者が多数あったことから、応募者全員を助成することが可能となったため。

2　千葉県福祉人材確保・定着千葉地域推進協議会における取組み（参考）

（１）千葉県福祉人材確保・定着千葉地域推進協議会は、千葉県が１２の圏域ごとに協議会を設置して進める福祉人材確保・定着に関する取組みの一環として、本市を含め福祉系教育機関や介護サービス事業所、職能団体等を構成員として平成２１年１０月に設置され、本市の実情に合った事業の検討・協議を行っている。

（２）平成２３年度は、各主催団体が以下のとおり千葉県の補助事業を活用し、実施したところである。また、本年度においても、以下の事業を実施する予定である。

平成２３年度				
主催団体	事業内容	対象者	実施日	参加者数
（特非）千葉市老人福祉施設協議会	介護職員のためのストレスコントロール研修	介護職員（経験５年未満）	平成23年7月8日	２６人
（特非）千葉市老人福祉施設協議会	介護リーダーのためのストレスコントロール研修	介護職員（経験５～１０年）	平成23年9月2日	１４人
千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会	グループホームにおけるケアマネジメント研修	介護支援専門員等	平成23年10月27日	５０人
千葉県在宅サービス事業者協議会	介護職を続けていくための事例発表研修会	介護職員	平成23年11月9日	３７人
（特非）千葉市老人福祉施設協議会	職場環境改善研修	事業者の管理者	平成23年12月9日	１４人

平成２４年度				
主催団体	事業内容	対象者	実施日（予定）	参加(予定)者数
千葉県在宅サービス事業者協議会	地域ボランティア養成研修	地域の高齢者、主婦	平成24年6月20日	６０人
（特非）千葉市老人福祉施設協議会	介護職員のためのストレスコントロール研修	介護職員	平成24年6・7月	４０人
（特非）千葉市老人福祉施設協議会	千葉市介護人材合同就職説明会	学生、中途求職者及び高等学校の進路担当者等	平成24年8月	５０人
千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会	新人職員のための認知症ケア研修	グループホームに就労している認知症介護経験２年未満の職員	平成24年8月	５０人
（特非）千葉市老人福祉施設協議会、千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会	介護人材スキルアップ研修（口腔ケア）	介護職員	平成24年夏～秋	４０人

資料 3

介護支援ボランティア制度の構築について（案）

1　介護支援ボランティアとは

高齢者が高齢者施設等でボランティア活動を行った場合に「ポイント」が得られ、たまったポイントに応じ換金等ができる仕組みである。

平成１９年度に介護保険法の「地域支援事業」の対象になったことから全国的に広がり、現在、全国５０以上の市区町村で実施されている。

2　制度導入を検討する背景

（１）介護サービス未利用者の状況

本市の６５歳以上の高齢者人口は、２０万人を超えているが、うち、介護サービスを利用できる「要介護等認定者」の数は２万９千人程度である。

８５％以上の方は介護保険サービスを利用せず保険料を支払うだけとなっている。

⇒これら元気な高齢者から、介護保険料が上昇を続けていることに対し不満の声が聞かれる。

（２）ボランティアに関する意向

平成２２年度に実施した「高齢者福祉と介護保険に関する調査」によると、市内の６５歳以上の方（要介護者除く）のうち、

介護支援ボランティアに参加したい、または興味がある方・・・・・・・・・・・４２．６％

（３）ボランティア受入施設等の状況

本年４月に、市内の特養やデイサービス等の３６３施設等に実施したアンケート調査によると、回答のあった３０６施設等のうち、介護支援ボランティアの受入れを希望する施設等・・８０％

（４）他都市の状況

政令市では、横浜市、相模原市、さいたま市で既に実施しており、さらに、札幌市、新潟市、浜松市、北九州市、福岡市、熊本市が第５期中の実施を予定している。

また県内では、柏市や印西市が実施している。

3　制度導入の必要性・課題等

（１）目　的

高齢者の地域貢献・社会参加活動を通じた介護予防

（２）必要性

① 高齢者の話し相手等のボランティアを希望する施設等は多く、ボランティア受入に積極的であることから、両者をマッチングする仕組みが求められている。

② 団塊の世代が高齢化を迎える中、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の政策として後押しする必要がある。

③ 介護保険給付費の増加に伴い、介護保険料も上昇する中、抑制につながる介護予防を一層促進する必要がある。

年・度	18年度	21年度	23年度	24年度
給付費（百万円）	30,201	36,788	42,068	46,456
保険料基準額（月額）（円）	3,780	3,863	3,975	4,887

※H24年度給付費は計画値

（３）期待できる効果

① 地域に貢献する元気な高齢者が増える。

② 高齢者の生きがいづくりに繋がる。

③ 高齢者施設等と地域住民との交流が図られ、施設等が地域において、より開かれた身近な存在になる。

④ 市民の共助の意識が高まる。

⑤ 介護予防が促進され、介護給付費の抑制が期待できる。

（４）課題及び対応等

① 対象となるボランティア活動の範囲の設定

ボランティア活動には、高齢者施設等での活動以外にも、一人暮らしの方の安否確認や、障害者、児童等を対象とした様々な活動があるが、活動の確認方法等に課題があることや、本事業の財源が介護保険事業特別会計の地域支援事業費であることから、全てのボランティア活動を本事業の対象とすることは困難であり、当初は高齢者施設等のボランティア活動を対象とする。

事業開始後、実施状況や活動の確認方法等の検討を行い、対象範囲を拡大し、地域の支えあいによるまちづくりを推進するきっかけづくりとする。

4　制度骨子

（１）対象者

本市の介護保険の第１号被保険者（６５歳以上の高齢者）で、市が指定するボランティア研修を受講した方

研修内容：ボランティアの心構えや感染症予防、事業の説明など２時間程度。

（２）対象となるボランティア活動の範囲

当初は、活動の確認が容易にでき、ボランティア数の多い高齢者施設を基本に考えているが、他都市の状況なども参考に地域でのボランティアなどについても検討していく。

（３）ポイントについて

① ボランティア活動の確認方法

施設等職員がボランティアの実施状況を確認し、事前に交付した手帳に確認のスタンプを押す。

活動時間１～２時間　　スタンプ１個

活動時間２時間超　　スタンプ２個（１日の上限）

② ポイントの評価

スタンプ１個を１００ポイント（１００円）に換算する。

③ ポイントの交換

年間、１，０００ポイント以上獲得した参加者に対し、貯まったポイント数に応じて、換金等を行う。

交換できる上限は５，０００ポイントとし、翌年度への繰り越しは認めない。

④ 保険料未納がある場合は換金対象としない。

（４）ポイントの交換対象

換金等

（５）運営方法

市が実施し、ボランティア参加者向け研修について、市社協が協力

（６）開始時期

平成２５年７月（予定）

・ボランティア活動の範囲の設定、ボランティア受入施設等の確保、調整や制度周知に期間を要するため。

【 他都市の状況 】

実施市		東京都稲城市	横浜市	相模原市	さいたま市	墨田区	品川区	新宿区
開始時期		平成１９年９月	平成２１年１０月	平成２２年１０月	平成２３年１０月	平成２１年７月	平成２０年４月	平成２１年７月
ポイント付与								
	１回の活動でのポイント	１００ポイント（１時間）	２００ポイント（３０分以上）	１００ポイント（30分以上２時間未満）	１００ポイント（30分以上１時間30分未満）	１００ポイント（１時間）	１００ポイント（活動１回当たり）	１００ポイント（活動１回当たり）
	１日の上限	２００ポイント（２時間）	２００ポイント（３０分以上）	２００ポイント（２時間）	２００ポイント（１時間30分以上）	２００ポイント（１週間）	なし	なし
	ポイントの翌年度持越し	あり	端数のみ	なし	あり	なし	なし	なし
ポイント交換								
	ポイント上限（年間）	５，０００ポイント（５，０００円）	８，０００ポイント（８，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円）	１０，０００ポイント（１０，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円）
	ポイント交換時期	翌年度４月	２月～３月	２月～４月	随時（５回まで）	翌年度４月～５月	随時	随時
	ポイント交換対象	換金	・換金、寄付 ・ポイントとは別に企業等の協賛により抽選で野球観戦券、ビール１ケース、動物園招待券、企業グッズ等をプレゼント	換金	換金、寄付	換金	・換金（ポイントの端数は１ポイント＝１００円で寄付扱い） ・区内共通商品券	換金、寄付
管理機関		社会福祉協議会	かながわ福祉サービス振興会（県外郭）	市	市	区	社会福祉協議会	社会福祉協議会
参加者数		４４５人	６０００人	４７３人	１０００人	１０６人	９６０人	２６３人
ボランティアの対象者		６５歳以上	６５歳以上	６５歳以上	６５歳以上	６５歳以上	概ね６０歳以上	１８歳以上、平成２２年度までは６５歳以上
介護支援ボランティアにおける活動範囲	①施設での内容	・高齢者施設 ・地域支援事業 ・高齢者会食会　等	・レクリエーションの補助 ・話し相手 ・地域ケアプラザで行う配食、会食サービス ・介護予防事業の補助	・レクリエーションの補助 ・話し相手 ・行事の手伝い ・散歩等の補助 ・配膳や下膳	・レクリエーションの補助・指導 ・話し相手 ・行事の手伝い ・散歩等の補助 ・配膳や下膳	・活動内容は各施設が独自に決定する。（主に、洗濯物整理、配膳、下膳、施設内清掃、シーツ交換、デイサービスの補助）	各種補助	・配膳 ・洗濯物整理 ・話し相手 ・一芸披露 ※身体介護は対象外
	施設種別	・高齢者施設 ・地域支援事業 ・高齢者会食会	・高齢者施設 ・地域ケアプラザ（主に包括支援センターやデイサービス事業所） ・グループホーム ・小規模多機能型居宅介護	・高齢者施設 ・グループホーム ・デイサービス ・デイケアサービス ・小規模多機能型居宅介護 ・特定施設（有料老人ホーム）	・高齢者施設 ・グループホーム ・デイサービス ・デイケアサービス ・小規模多機能型居宅介護 ・特定施設（有料老人ホーム） ・ケアハウス	・高齢者施設 ・デイサービス ・小規模多機能型居宅介護	・高齢者施設 ・障害者施設 ・ほっとサロン（地域交流や憩いの場として）	・高齢者施設
	②地域での内容	－	－	－	宅配食事サービス（食材の調達、配達、調理、声掛け等）	－	・さわやかサービス（家事援助など）	声掛け、見守り、電球交換等３０分以内の日常生活支援、情報誌の配布による安否確認

実施市		栃木県小山市	東京都町田市	愛知県津島市	徳島県鳴門市	熊本県天草市	柏市	印西市
開始時期		平成２２年９月	平成２１年４月	平成２１年４月	平成２２年１０月	平成２１年４月	平成２２年１０月	平成２２年１１月
ポイント付与								
	１回の活動でのポイント	１００ポイント（１時間）	１００ポイント（１時間）	１００ポイント（３０分以上）	１００ポイント（１時間）	１００ポイント（１時間）	１００ポイント（１時間）	１００ポイント（１時間）
	１日の上限	２００ポイント（２時間）	２００ポイント（２時間）	４００ポイント（２時間）	２００ポイント（２時間）	２００ポイント（２時間）	２００ポイント（２時間）	２００ポイント（２時間）
	ポイントの翌年度持越し	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ポイント交換								
	ポイント上限（年間）	５，０００ポイント（５，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円分）	５，０００ポイント（５，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円）	５，０００ポイント（５，０００円）
	ポイント交換時期	翌年度中	翌年度中	年度内１２月まで	年度内	年度内	４月	翌年度４月～５月
	ポイント交換対象	・換金 ・市内にある道の駅の商品お取替え券	・現金への交換なし ・商品券、ＱＵＯカード、図書カード、すき・まちポイントへの交換等	地域振興券	・換金 ・地域通貨「うずとく商品券」	換金、特産品	換金	換金
管理機関		市	社会福祉協議会	社会福祉協議会	市	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会
参加者数		４０１人	３１３人	１５６人	７８人	３０５人	４１７人	１３０人
ボランティアの対象者		６５歳以上	６５歳以上	６５歳以上	６５歳以上	６５歳以上	６５歳以上	６５歳以上
介護支援ボランティアにおける活動範囲	①施設での内容	・各種補助	・趣味活動等の補助 ・配膳、下膳 ・移動介助 ・話し相手 ・庭仕事 ・園児の見守り　等	・レクリエーションの補助 ・話し相手 ・洗濯物整理 ・配膳、下膳 ・行事の手伝い ・施設内の清掃　等	・レクリエーション補助 ・配膳、下膳 ・散歩等の補助 ・行事の手伝い ・話し相手　等	・レクリエーションの補助 ・話し相手 ・行事の手伝い ・洗濯物整理 ・草取り　等	・レクリエーションの補助 ・話し相手 ・配膳、下膳 ・散歩等の補助 ・行事の手伝い ・清掃、洗濯物整理、シーツ交換等	・レクリエーション ・話し相手 ・配膳、下膳 ・行事の手伝い ・散歩等の補助 ・送迎時の乗降介助 ・ドライヤーかけ　等
	施設種別	・高齢者施設　等	・高齢者施設 ・障害者施設 ・保育園 ・ふれあいサロン ・老人クラブ社会奉仕活動	・高齢者施設 ・特定施設（有料老人ホーム） ・デイサービス ・グループホーム ・ふれあいサロン ・商工会議所（町の活性化に寄与する事業の補助）	・高齢者施設 ・グループホーム　等	・高齢者施設 ・グループホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・地域支援事業介護予防事業所	・高齢者施設 ・保険医療機関（二次・三次） ・社協に登録を行っている団体（ふれあいサロン）など	・高齢者施設 ・グループホーム ・デイサービス
	②地域での内容	－	－	－	－	－	－	－

事業の対象となるボランティア活動の例

<table>
<tr><th colspan="2">対　象</th><th>施設</th><th>現在行われているボランティア活動の内容</th><th>対象ボランティアの選定にあたって</th></tr>
<tr><td rowspan="3">施設</td><td>高齢者施設等</td><td>特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床、デイサービス事業所、グループホーム等の地域密着型施設</td><td>話し相手、配膳、下膳の補助、各種行事の手伝い、レクリエーションの補助、散歩の同行、入浴後のドライヤーなど職員の補助、一芸の披露、施設備品の手入など</td><td rowspan="10">（1）事業の財源が介護保険事業特別会計の地域支援事業であり、高齢者の社会参加活動を通じた要介護状態等の予防を目的としていることから、ボランティア活動の評価を行う対象は65歳以上の高齢者に限定とする。

（2）ボランティアの活動対象
①施設で行われるボランティアは、施設職員により、活動の有無を確認できる。
障害者や子供の施設では、ボランティア活動を行っている高齢者は存在するものの、入所者の性質上、ボランティアにも相当量の体力が要求されており、ボランティアの参加者が確保しにくい。

②地域の活動でも、ボランティアによっては、既に組織化され、活動の確認ができるものもあるが、大多数のボランティアは活動時間等の把握が難しく、内容や時間等を確認するシステムを作る必要がある。

③病院内の移動や受診の送迎などは、本来医療施設としてその施設が対応するものであったり、車での送迎は、事故時の対応が複雑であることから対象としない。

④市等が主催した事業のボランティア活動については、事業として実施されることから、本事業の対象としない。

（3）すべてのボランティア活動を当初から対象にすることは困難であるが、施設以外の場所でのボランティア活動に対しても、地域貢献や介護予防として評価できることから、今後、対象とするボランティアの内容や時間等を管理するシステムを検討しつつ、当初は高齢者施設でのボランティア活動を事業の対象とする。</td></tr>
<tr><td>障害者施設等</td><td>障害者支援施設、グループホーム、ケアホーム
福祉作業所</td><td>バザーやまつりの手伝い、外出の付き添い
作業所での縫製作業の補助、昼食づくりの補助</td></tr>
<tr><td>子供施設等</td><td>こども交流館、
リラックス館、保育所
放課後子供教室</td><td>イベントの手伝い（調理や工作の指導）
親子遊びの補助、子どもの保育、行事の手伝い、本の読み聞かせ
放課後、児童に勉強やスポーツを教える</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域</td><td>高齢者</td><td colspan="2">・ふれあいサロン（集会所等でボランティアが調理し、地域の高齢者が食事をしながら交流を図っている）、老人クラブ、地域参加支援事業
・配食サービス（一人暮らしの方などの自宅に食事を届けつつ安否の確認を行っている）
・地域参加支援事業（集会所等で軽い運動やゲームを楽しみながらの交流し閉じこもりを予防する）
・一人暮らしの方などの見守りや買物支援</td></tr>
<tr><td>障害者</td><td colspan="2">・外出の介助や買物支援
・朗読やガイドボランティア
・手話通訳</td></tr>
<tr><td>子供</td><td colspan="2">・学校安全セーフティウォッチャー（登下校時の交通安全や見守り）
・子育てサロン（育児の相談や親同志の交流支援）
・子供会（ラジオ体操、バザーなど）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>病院</td><td colspan="2">・院内での移動介助や案内
・車いす等での移動介助</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">市等が行う行事のボランティア、災害ボランティア、国際交流、
生涯学習ボランティア、防犯ウォーキング、公園の清掃や街路樹脇等の花壇の手入</td></tr>
</table>

資料 4

地方分権一括法等に伴う高齢・介護サービス事業所等の人員、設備及び運営基準条例の制定について

1 背景（指定基準等の条例化について）【別添資料４－１参照】

○ 地方分権改革に係るものとして、平成23年度に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（同名の法律2本）、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（以下「一括法等」）が公布され、平成24年4月1日より施行された。

○ 一括法等の制定により、老人福祉法、社会福祉法及び介護保険法の法令が改正され、従来国の省令等において定められていた高齢・介護サービス事業所の人員、設備及び運営基準等について、都道府県・政令市等が条例で定めることとされた。

○ このため別添資料に記載した省令に基づき、千葉市においては、平成25年4月1日施行を目途に条例を整備する。

※ 一括法等の経過措置により、平成 25 年 3 月 31 日迄の間は、国の省令基準が条例基準とみなされる。

2 対象となる高齢福祉サービス等【別添資料４－２、４－３参照】

○ 別添資料のとおり、老人福祉法、社会福祉法及び介護保険法に基づき提供される全ての高齢・介護サービス等について、条例により基準を定める。

3 条例で規定すべき内容【別添資料４－４参照】

	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない。	条例の制定にあたっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
考え方	基準の範囲を超える場合は違法	合理的な理由がない場合は違法	「参酌する行為」を行わなかった場合は違法
主な基準	人員に関する基準 →職員の資格、配置する職員の員数等 設備に関する基準 →居室・病室の床面積等 運営に関する基準 →内容の説明及び同意、秘密保持、身体的拘束等	施設の利用者数、一部事業の利用定員、施設の規模等	設備に関する基準 →居室・病室以外の設備の設置、居室の定員等 運営に関する基準 →非常災害対策、地域との連携、記録の整備等

4 基準設定の考え方【別添資料４－５参照】

○ 本市における現状を考慮し、必要に応じて独自基準を設定する。特段、事情等がないものについては、省令基準を準じて、基準を設定する。なお、基準案については、本分科会及びパブリックコメントで意見を伺う。

○ 関係団体との意見聴取（施設側）
千葉市老人福祉施設協議会は平成 23 年 10 月 1 日付けで、多床室も認めるよう要望書ありその他に千葉市認知症高齢者グループホーム連絡協議会、千葉県老人保健施設協議会に対し、意見徴収を実施したが、具体的な要望事項はなかった。

○ 関係団体との意見聴取（利用者側）
千葉市介護相談員に対し、平成 24 年 6 月 1 日付けでアンケートに対し、20 人中、18 人から多床室の希望あり、また千葉市あんしんケアセンターに対し、アンケートを実施したが、具体的な要望事項はなかった。

5 スケジュール（案）

H24 年９月中旬～10 月中旬	パブリックコメント手続の実施
H24 年 10 月	市民意見を精査・検討
H24 年 10 月下旬	条例案確定
H24 年 11 月中旬	条例議案提出（第４回定例会）
H24 年 12 月中旬	議決
H25 年 1 月	条例公布
H25 年 4 月 1 日	条例施行

資料 4−1

指定基準等の条例化について

地方分権一括法施行以前

○ 全国一律で国の定める省令を用いて指定等の事務を行う。
○ 自治体独自の基準を定めることはできない。
（定める必要がない）

国で定める省令

全国全ての自治体で国基準を一律に適用

A県 | B県 | C県 | D市（政令市）

国の省令に基づき指定や指導を行う

事業者の指定等に関して自治体ごとの特色をだすことは出来ない。

高齢者・介護サービス事業所等

平成25年4月1日～

地方分権一括法等の施行

地方分権一括法施行以後

○ 国で定める省令に基づき各自治体が条例を用いて指定等を行う。
○ 自治体ごとに条例を定める必要がある。

国で定める省令
①参酌すべき基準…異なる内容を定めることは認められない
②標準とする基準…合理的な理由の範囲内で異なる内容を定めることは可能
③参酌すべき基準…異なる内容を定めることが可能

自治体は国が定める省令に基づき条例を制定する

A県 | B県 | C県 | D市（政令市）

各自治体が独自に条例を制定

A県条例 | B県条例 | C県条例 | D市条例

各自治体の条例に基づき指定や指導を行う

事業者の指定等に関して自治体ごとの特色をだすことが可能

高齢者・介護サービス事業所等

資料 4−2

根拠省令と条例案との関連イメージ（高齢、介護関係）

根拠となる省令		条例案	関連
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホーム	1 千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(仮)	
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホーム	2 千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(仮)	
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	軽費老人ホーム	3 千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(仮)	
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	<基準該当居宅サービス> <指定居宅サービス> 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護	4 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮)	
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	<基準該当居宅介護支援> <指定居宅介護支援>	5 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(仮) ※平成25年度に制定予定(現在、法案審議中)	
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<基準該当介護予防サービス> <指定介護予防サービス> 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護	6 千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(仮)	
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	<指定地域密着型サービス> 定期訪問・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス	7 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮)	
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設	8 千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮)	
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	介護老人保健施設	9 千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(仮)	
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	指定介護療養型医療施設	10 千葉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮)	
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<指定地域密着型介護予防サービス> 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	11 千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(仮)	
その他(介護保険事業所の指定申請者の資格、地域密着型特別養護老人ホームの入所定員の数)	<介護保険事業所(施設)> <特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム>	12 千葉市介護保険条例の一部を改正する条例(仮) ※現行条例改正での対応を検討 (地域包括支援センターに係る部分は、平成25年度に改正予定)	

条例単位は、省令単位を基本とする。

資料 4−3

対象となる高齢・介護サービス等について

1 各事業の定義

老人福祉法	
養護老人ホーム	65歳以上の方で、家庭の事情や経済的理由などにより、居宅において生活することが困難な方が入所する施設
特別養護老人ホーム※（介護老人福祉施設）	要介護認定により、要介護1～5と認定された方が入所する定員30人以上の施設で、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設
社会福祉法	
軽費老人ホーム（A型）※経過措置施設	主に60歳以上の健康な方で、家庭環境や住宅事情等により、居宅において家族と生活することが困難な方のための施設
軽費老人ホーム（ケアハウス）	主に60歳以上の自炊ができない程度の方で、家族の援助を受けることが困難な場合に入所できる施設で、食事、入浴、緊急等の対応を行う
介護保険法	
居宅系サービス	
訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や、調理、掃除などの生活援助を行う
訪問入浴介護	自宅を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行う
訪問看護	訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが、主治医の指示のもとに、自宅を訪問し、病状を観察したり、診察の補助などを行う
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行う
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関などで、入浴、食事の提供やリハビリテーションを、日帰りで行う
短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）	短期間泊まる短期入所施設などで、介護や機能訓練などを行う
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の支援や介護などを行う
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成	ケアマネジャーが、利用者や家族と相談の上、サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランを作成する
施設サービス	
介護老人福祉施設※（特別養護老人ホーム）	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する定員30人以上の施設で、食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行う
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設で、医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う
介護療養型医療施設（療養病床等）	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設で、医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う

※老人福祉法の特別養護老人ホームと介護保険法の介護老人福祉施設は重複している。

地域密着型サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師などが定期的に巡回したり、随時に通報を受けて自宅を訪問し、排泄などの介護療養上の世話などの看護、緊急時の援助などを行う
認知症対応型共同生活介護（認知症ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	認知症の方が共同生活するグループホームにおいて、家族的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練を行う
小規模多機能型居宅介護	自宅から事業所に通うことを中心として、必要に応じてホームヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まったりして介護を受ける、多機能なサービスを提供する
地域密着型介護老人福祉施設入居者介護（特別養護老人ホーム）	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設において、食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行う
認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護者だけが入居する有料老人ホームなどのうち、定員29人以下の施設において、日常生活上の支援や介護などを行う
複合型サービス	自宅を訪問し、病状を観察及び診療の補助を行う訪問看護と通い・訪問・宿泊という多機能なサービスを行う小規模多機能型居宅介護を複合的に提供する
夜間対応型訪問介護	ホームヘルパーなどが夜間、定期的に巡回したり、通報を受けて自宅を訪問し、排泄などの介護や緊急時の援助を行う

2 条例が適用される事業所数（平成24年4月1日現在）

事業名	箇所数	事業名	箇所数
老人福祉法		**施設サービス**	
養護老人ホーム	2	介護老人福祉施設※（特別養護老人ホーム）	(36)
特別養護老人ホーム※(介護老人福祉施設)	36	介護老人保健施設	21
計	38	介護療養型医療施設（療養病床等）	4
社会福祉法		計	61
軽費老人ホーム（A型）	3	**地域密着型サービス**	
軽費老人ホーム（ケアハウス）	15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
計	18	認知症対応型共同生活介護（認知症ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	93
介護保険法			
居宅系サービス		小規模多機能型居宅介護	8
訪問介護	226	地域密着型介護老人福祉施設入居者介護（特別養護老人ホーム）	1
訪問入浴介護	17		
訪問看護	447	認知症対応型通所介護（認知デイサービス）	9
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）	380	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
		複合型サービス	0
居宅療養管理指導	1,332	夜間対応型訪問介護	1
通所介護（デイサービス）	199	計	113
通所リハビリテーション（デイケア）	41		
短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）	68		
特定施設入居者生活介護	45		
計	2,755	合計	2,949

※老人福祉法の特別養護老人ホームと介護保険法の介護老人福祉施設は重複している。

地方分権一括法等に係る省令分類表

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○職員の資格要件 ○職員の専従 ○職員の配置の基準		○職員の責務 ○勤務体制の確保等
設備基準	○居室の面積等	○施設の規模 ⇒例:定員20人以上、特養併設は10人以上	○居室、施設の規模以外に関する設備基準
運営基準	○入所者の処遇 ○事故発生の防止及び発生時の対応		○運営規程 ○非常災害対策 ○記録の整備 ○入退所 ○処遇計画 ○処遇に関する方針 ○食事 ○生活相談等 ○居宅サービスの利用 ○健康管理 ○衛生管理 ○協力病院等 ○苦情への対応 ○地域との連携等

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	【全サービス種別】 ○従業者の資格要件 （施設長、生活相談員、機能訓練相談員） ○常時一人以上の職員が介護に従事		
設備基準	【全サービス種別】 ○居室に関する面積等（10.65㎡以上）		○居室の設置、居室の面積以外に関する設備基準 ⇒例:居室の定員、特別避難階段の数（特別養護老人ホーム）、廊下幅（特別養護老人ホーム）
運営基準	【全サービス種別】 ○身体拘束の禁止 ○身体拘束をした場合の記録 ○秘密保持 ○事故発生時の対応		○運営規程 ○非常災害対策 ○記録の整備

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○施設長、生活相談員の資格要件 ○職員の専従 ○職員配置		
設備基準	○居室に関する面積等	○軽費老人ホームA型の規模 ⇒ 例:定員50人以上の規模	○居室及び規模以外に関する設備基準
運営基準	【全サービス種別】 ○内容及び手続き等の説明 ○身体的拘束等の禁止 ○秘密保持 ○事故発生の防止、発生時の対応		○運営規定 ○非常災害対策 ○記録の管理等 ○対象者、入退所 ○利用料の受領 ○食事、健康の保持等 ○生活相談等 ○居宅サービス等の利用 ○施設長、生活相談員の責務 ○勤務体制の確保等 ○衛生管理等 ○協力医療機関等 ○掲示、広告 ○苦情への対応 ○地域との連携等

地方分権一括法等に係る省令分類表

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○従業者の員数 ○管理者		
設備基準	【療養通所介護】 ○専用の部屋及びその面積 【通所リハビリテーション】 ○専用の部屋及びその面積 【短期入所生活介護(ユニット型、基準該当含む)】 ○居室及び利用者一人当たりの床面積 【短期入所療養介護(ユニット型含む)】 ○必要とされる設備及び施設	【療養通所介護・短期入所生活介護】 ○利用定員等	○部屋等の面積及び左記の定員以外に関する設備基準
運営基準	【全サービス種別】 ○内容及び手続きの説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○秘密保持 ○事故発生時の対応 【訪問介護・入浴・看護】 ○同居家族へのサービス提供について 【訪問看護】 ○主治の医師との関係 【短期入所生活介護・短期入所療養介護】 ○取扱方針(身体的拘束について) ○介護(介護職員の配置、利用者負担により従業者以外の介護を受けさせてはならない。) ○勤務体制の確保等(ユニットごとの職員の配置について) 【特定施設入居者生活介護】 ○取扱方針(身体的拘束について)		○受給資格の確認 ○利用者負担額の受領 ○取扱方針 ○計画の作成 ○衛生管理 ○苦情処理 ○会計の区分 ○記録の整備等

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○従業者の員数 ○管理者		
設備基準	【介護予防療養通所介護】 ○専用の部屋及びその面積 【介護予防通所リハビリテーション】 ○専用の部屋及びその面積 【介護予防短期入所生活介護(ユニット型、基準該当含む)】 ○居室及び利用者一人当たりの床面積 【介護予防短期入所療養介護(ユニット型含む)】 ○必要とされる設備及び施設	【介護予防療養通所介護・介護予防短期入所生活介護】 ○利用定員等	○部屋等の面積及び左記の定員以外に関する設備基準
運営基準	【全サービス種別】 ○内容及び手続きの説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○秘密保持 ○事故発生時の対応 【介護予防訪問介護・訪問入浴・看護】 ○同居家族へのサービス提供について 【介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護】 ○身体的拘束について ○勤務体制の確保等(ユニットごとの職員の配置について) 【介護予防特定施設入居者生活介護】 ○身体的拘束等の禁止		○受給資格の確認 ○利用者負担額の受領 ○取扱方針 ○計画の作成 ○衛生管理 ○苦情処理 ○会計の区分 ○記録の整備等
	「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」 【介護予防訪問看護】 ○主治の医師との関係 【介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護】 ○介護(介護職員の配置、利用者負担により従業者以外の介護を受けさせてはならない。)		

地方分権一括法等に係る省令分類表

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	【全サービス種別】 ○従業者の員数　○管理者 【小規模・GH・複合型のみ】 ○代表者		
設備基準	【宿泊を行う施設のみ(小規模・GH・特養・複合型)】 ○居室又は宿泊室に関する面積・設備等 【認知通所介護・小規模のみ】 ○利用定員	【GH・複合型のみ】 ○ユニットの数、定員	○居室及び定員以外に関する設備基準
運営基準	【全サービス種別】 ○内容及び手続きの説明及び同意　○提供拒否の禁止　○秘密保持　○事故発生時の対応 【定期巡回・夜間介護のみ】 ○同居家族に対するサービス提供の禁止 【小規模・GH・特定施設・特養・複合型のみ】 ○身体拘束の禁止		○受給資格の確認 ○利用者負担額の受領 ○取扱方針 ○計画の作成 ○衛生管理 ○苦情処理 ○会計の区分　○記録の整備等

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○従業者の員数		
設備基準	○入居者一人当たりの床面積		○入居者一人当たり面積以外の設備基準
運営基準	○内容及び手続の説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○取扱方針(身体的拘束等について) ○介護(介護職員の配置、利用者負担により従業者以外の介護を受けさせてはならない。) ○入所者の入院期間中の取扱い ○管理者による管理 ○秘密保持等 ○事故発生の防止及び発生時の対応		○受給資格の確認 ○利用者負担額の受領 ○取扱方針 ○計画の作成 ○衛生管理 ○苦情処理 ○会計の区分 ○記録の整備等

介護保険法に基づく指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○医師　○看護職員 ○介護職員　○介護支援専門員 ○管理者		
設備基準	○療養室・診察室・機能訓練室に係る面積・設備等 ○利用定員		○左記以外に係る設備基準
運営基準	○内容及び手続きの説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○診療の方針 ○看護及び医学的管理の下における介護 ○秘密保持 ○事故発生時の対応 ○身体拘束の禁止		○受給資格の確認 ○利用者負担額の受領 ○取扱方針 ○計画の作成 ○衛生管理 ○苦情処理 ○会計の区分　○記録の整備等

地方分権一括法等に係る省令分類表

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○従業者の員数		
設備基準	○入院患者一人当たり面積		○入院患者一人当たり面積以外の設備基準
運営基準	○内容及び手続の説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○取扱方針(身体的拘束等について) ○診療の方針 ○看護及び医学的管理の下における介護(利用者負担により従業者以外の看護、介護を受けさせてはならない。) ○管理者の管理 ○秘密保持等 ○事故発生の防止及び発生時の対応 ○勤務体制の確保等(ユニット型の職員の配置)		○受給資格の確認 ○利用料等の受領 ○勤務体制の確保 ○定員の遵守 ○衛生管理 ○苦情処理 ○会計の区分 ○記録の整備等

・介護療養型医療施設は平成30年3月31日までに廃止(介護老人保健施設への転換等)が決まっている。
・基準の対象も平成24年3月31日に指定を受けていた施設であり、平成24年度以降新規の施設の指定は行わない。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	【全サービス種別】 ○従業者の員数 ○管理者 ○代表者		
設備基準	【宿泊を行う施設のみ(小規模・GH)】 ○居室又は宿泊室に関する面積・設備等 【認知通所介護・小規模のみ】 ○利用定員	【GHのみ】 ○ユニットの数、定員	○居室及び定員以外に関する設備基準
運営基準	【全サービス種別】 ○内容及び手続きの説明及び同意　○提供拒否の禁止　○秘密保持　○事故発生時の対応 【小規模・GHのみ】 ○身体拘束の禁止		○受給資格の確認 ○利用者負担額の受領 ○取扱方針 ○計画の作成 ○衛生管理 ○苦情処理　○会計の区分　○記録の整備等

独自基準（案）について

1　特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

項　目	省　令	市独自基準（案）	理　由
一のユニットの入所定員	各おおむね１０人以下としなければならない。	各１０人以下としなければならない。	数値基準を明確にし、これまでと同様に一のユニットの定員を１０人以下で整備
居室の定員	一の居室の定員は１人、ただし、必要と認められる場合は２人とすることができる。	一の居室の定員は１人、ただし、必要と認められる場合は４人以下とすることができる。	市民及び老施協からの要望を反映

国は、第５期介護保険事業計画の基本指針において、介護保険施設のうち介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のユニット型施設の入所定員を７０％以上とすることを目標に設定することを示している。

千葉市の特別養護老人ホームの定員　２，６２１人（H24.4.1現在）
（内訳）ユニット型の定員　１，００１人（３８．２％）
従来型個室　２４９人（　９．５％）
従来型多床室　１，３７１人（５２．３％）

2　ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

項　目	省　令	市独自基準（案）	理　由
一のユニットの入居定員	おおむね１０人以下としなければならない。	１０人以下としなければならない。	数値基準を明確にし、これまでと同様に一のユニットの定員を１０人以下で整備

3　小規模多機能型居宅介護、複合型サービス

項　目	省　令	市独自基準（案）	理　由
個室以外の宿泊室面積	おおむね７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上	７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上	数値基準を明確にし、これまでと同様、宿泊室面積を７．４３㎡（約4畳半）以上で整備

4　省令基準に準じる事例

【事例１】（従うべき基準）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

現行基準　介護職員及び看護職員の総数は、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

→　人員に関する基準を上乗せで定めた場合、新たな職員配置が必要となり、事業者が得る報酬について、市の裁量が働かず、事業者の運営に支障がでる可能性が高く、事業者参入を阻害する要因ともなり得るため、現行基準どおりとする。

【事例２】（参酌すべき基準）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

現行基準　居室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上有すること

→　特別避難階段の設備基準の緩和を検討している他県市があるが、特別避難階段を緩和した場合であっても、施設整備などの建設コストに大きな差が出ることは考えにくいこと、また現在、市において特養等を「福祉避難所」として指定することとしており、今後の整備にあたっては、災害対策の観点から緩和せずに現行基準どおりとする。

○　市内の状況として、現行の基準で利用者処遇や事業運営上、特に支障となっている事例はない。したがって、左記以外の参酌すべき基準については、独自基準を定めない。

○　人員や設備、運営に関する基準を厳格化する方向で独自基準を定めた場合、事業者が得る報酬について、市の裁量が働かないため、事業者の運営に支障がでる可能性が高く、事業者参入を阻害する要因ともなり得る。

○　また、基準を緩和した場合（「標準とすべき基準」・「参酌すべき基準」のみ）は、利用者処遇の低下を招くこともあり、人員基準や報酬が連動しないため、事業者参入につながらないことも考えられる。

資料 5

千葉市あんしんケアセンターの選定結果について

本年10月より増設するあんしんケアセンターについて、平成24年度第2回千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会（平成24年6月28日開催）において、増設する12センターのうち11センターについて運営する法人の選定が承認されたので報告する。

なお、「美浜区１」圏域については、7月末までに決定する予定である。

千葉市あんしんケアセンター一覧（平成24年10月～）

圏域	区分	担当圏域	運営法人	理事長
中央区１	新規	院内、春日、要町、栄町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光	社会福祉法人進徳会	理事長　般若　秀雅
中央区２	新規	旭町、亀井町、亀岡町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鵜沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町	社会福祉法人友和会	理事長　野口　アキ子
中央区３	既存	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町	医療法人グリーンエミネンス	理事長　中村　周二
中央区４	新規	赤井町、大森町、川戸町、大巌寺町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ケ丘町、宮崎町	社会福祉法人淑徳福祉会	理事長　長谷川　匡俊
中央区５	既存	今井町、今井、鵜の森町、生実町、川崎町、塩田町、白旗、蘇我町、蘇我、新浜町、浜野町、南生実町、南町、宮崎、村田町、若草	社会福祉法人千葉県福祉援護会	理事長　武石　直人
花見川区１	新規	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井、こてはし台、三角町、大日町、千種町、み春野、横戸台、横戸町	社会福祉法人晴山会	理事長　平山　登志夫
花見川区２	既存	天戸町、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川	社会福祉法人晴山会	理事長　平山　登志夫
花見川区３	新規	朝日ケ丘、朝日ケ丘町、犢橋町、さつきが丘、波花町、西小中台、畑町、花園町、花園、瑞穂、宮野木台	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会	理事長　石川　広己
花見川区４	既存	検見川町、武石町、幕張町、幕張本郷、南花園	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会	理事長　石川　広己
稲毛区１	既存	柏台、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、宮野木町、六方町	社会福祉法人双樹会	理事長　谷嶋　隆之
稲毛区２	既存	あやめ台、作草部町、作草部、園生町、千草台、天台町、天台、萩台町	医療法人社団親月会	理事長　河野　宏
稲毛区３	新規	穴川町、穴川、小中台町、小中台、轟町、弥生町	医療法人社団椿森整形外科	理事長　河野　光裕
稲毛区４	新規	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町	社会福祉法人千葉県福祉援護会	理事長　武石　直人
若葉区１	新規	愛生町、都賀の台、殿台町、西都賀、原町、東寺山町、みつわ台、源町	社会福祉法人清和園	理事長　清水　一人
若葉区２	既存	貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、桜木北、高品町、都賀、若松町、若松台	社会福祉法人三育ライフ	理事長　東海林　正樹
若葉区３	新規	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、且谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町	社会福祉法人泉寿会	理事長　山初　順一
若葉区４	既存	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町	社会福祉法人八千代美香会	理事長　綱島　照雄
緑区１	新規	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町	医療法人社団淳英会	理事長　山下　剛司
緑区２	既存	大膳野町、高田町、平川町、誉田町	社会福祉法人穏寿会	理事長　武村　和夫
緑区３	既存	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町	社会福祉法人友和会	理事長　野口　アキ子
美浜区１	新規	稲毛海岸5 丁目、中瀬１丁目、ひび野１丁目、真砂、若葉	[illegible]次募集中	[illegible]
美浜区２	既存	磯辺、打瀬、高浜5～6 丁目、豊砂、中瀬２丁目、浜田、ひび野２丁目、幕張西、美浜	社会福祉法人清和園	理事長　清水　一人
美浜区３	既存	稲毛海岸1～4 丁目、高洲、高浜1～4・７丁目	社会福祉法人温光会	理事長　長谷川　深雪
美浜区４	新規	幸町、新港	医療法人グリーンエミネンス	理事長　中村　周二

※網かけ部分は増設圏域

資料 6

（仮称）千葉市高齢者居住安定確保計画の策定について（報告）

1．計画策定の趣旨

・千葉市の高齢者人口は、平成２２年の１９万９千人から平成３２年には、約１．３倍の２６万４千人に増加し、高齢化率は２７．３％になると見込んでいます。
・また、高齢化の進展に伴い、認知症や要支援・要介護状態の高齢者の増加とともに、ひとり暮し高齢者数の増加が見込まれています。
・そうした中、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていけるように、要介護状態になっても住み続けられる高齢者向けの住宅・施設や生活支援サービスが必要となっています。
・そこで、高齢者の居住の安定確保を実現するため、住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを計画的に推進する方策を示す計画を策定するものです。

2．本市計画の位置付け

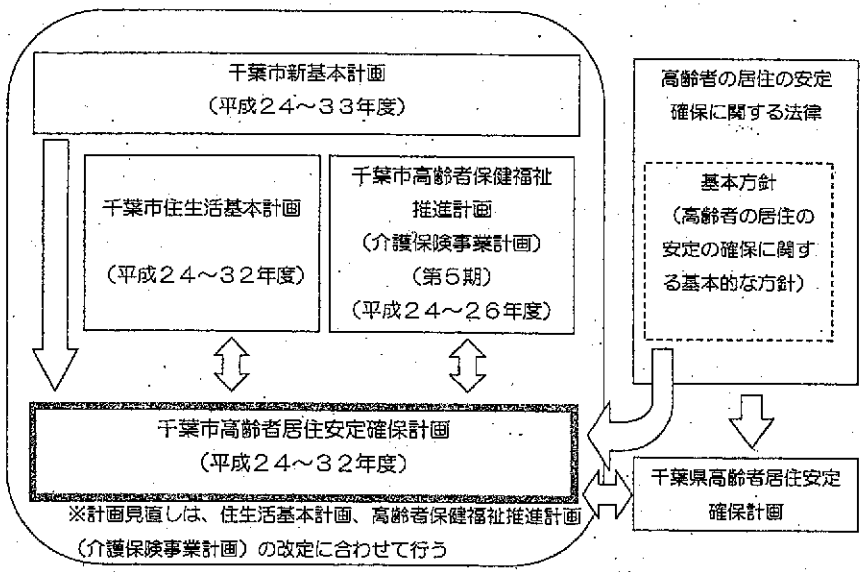

3．本市計画の策定スケジュール（案）

・Ｈ２４．７	高齢者福祉・介護保険専門分科会へ計画の策定について報告
・Ｈ２４．７～８	計画原案作成（高齢障害部・建築部　調整）
・Ｈ２４．９～１１	住宅政策審議会　審議、第二次答申
・Ｈ２４．１２～Ｈ２５．１	計画案パブリックコメント手続
・Ｈ２５．３	高齢者福祉・介護保険専門分科会へ計画内容の報告
・Ｈ２５．３	計画策定・公表

4．政令市等の策定状況（平成２４年４月現在）

・横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、熊本市が策定済み
・千葉市を含め１５市は、策定予定・検討中等
・都道府県は、約半数が策定済み
・千葉県は、平成２４年７月１７日（火）までパブリックコメント実施

5．高齢者居住安定確保計画の策定根拠

・高齢者の居住の安定確保に関する法律においては、高齢者居住安定確保計画の策定主体を都道府県としている。
・法第３条に基づき定められた基本方針である「高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針」においては、市町村においても高齢者居住安定確保計画を定めることが望ましいとしている。

高齢者の居住の安定確保に関する法律
第４条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定確保に関する計画（以下「高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針
七　その他高齢者の居住の安定の確保に関する重要事項
高齢者の居住の安定確保を図るため、市町村においても、当該市町村の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（市町村の定める高齢者居住安定確保計画）を定めることが望ましい。

6．高齢者居住安定確保計画に定める事項

・法第４条第２項において計画に定める事項が規定されている。

高齢者の居住の安定確保に関する法律
第４条
２　高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
二　次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの
イ　高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
ロ　高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
ハ　高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
ニ　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業（以下「高齢者居宅生活支援事業」という。）の用に供する施設の整備の促進に関する事項
ホ　二に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項
三　計画期間
四　前三号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項